

海老名市駅周辺等まちづくり事業助成金交付事業運用ガイドライン

平成24年3月

平成29年5月

令和3年4月 改正

はじめに

海老名市駅周辺等まちづくり事業助成金交付事業は、海老名市駅周辺等まちづくり事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、市民団体等による市内駅周辺地区等のまちづくりの推進に資する事業に対して助成金を交付します。

この運用ガイドラインは、市及び一般財団法人民間都市開発推進機構並びに民間企業が拠出した新まちづくり基金を活用した本事業の実施にあたり、適切に運用するための指針として作成しました。

本事業は、施設等の整備を通じて、住民参加型のまちづくりが促進されることを目指しています。そのため、助成金の交付を受ける事業は、整備される施設の活用がより適切に図られること、また、必要に応じて地域住民の多様なネットワークの形成や専門家との連携促進など、住民参加のまちづくりを推進する環境づくりに寄与できるものとなることを留意する必要があります。

なお、本事業を実施する際には、このガイドラインの他、「一般財団法人民間都市開発推進機構 住民参加型まちづくりファンド支援事業実施要領」及び「一般財団法人民間都市開発推進機構の拠出金を活用した助成・出資事業の運用のガイドライン」も参考とします。

1. 募集について

助成事業の幅広い活用を図るため、公募にあたっては広く地域の住民などに周知する。

- (1) 市ホームページや広報誌により広く周知を図る。
- (2) 市民団体等による事業の実施にあたり、過剰な制約とならないよう柔軟な対応に配慮する。

2. 申請について

助成対象事業申請時に、当該助成対象事業の事業費及びその内容の妥当性を判断する。

- (1) 事業の内容やまちづくりへの効果が判断できるもの（計画概要、見積書、計画図等）により妥当性を確認する。
- (2) 事業費の妥当性については、適切に判断できる者（技術系職員や専門家など）の協力を得て、確認を行う。
- (3) 申請時において、助成により整備するハード施設などの利活用方法や技術的助言を行うなどにより、事業内容のレベルアップを図る。

3. 助成対象とする地区範囲について

助成対象となる地区範囲は市内駅周辺等7地区とし、事業区域の一部が助成対象となる地区範囲に含まれる事業については、その妥当性を判断する。

- (1) 海老名駅（小田急線、相鉄、JR）周辺については、駅を中心に概ね半径1キロメートル以内
- (2) その他の駅（厚木駅、さがみ野駅、かしわ台駅、社家駅、門沢橋駅）周辺については、駅を中心に概ね半径500メートル以内（ただし市域内）
- (3) 海老名サービスエリア周辺については、サービスエリアを中心に概ね半径1キロメートル以内（ただし市域内）

4. 助成対象者について

助成金の交付の対象となる者は次に掲げる要件のすべてに該当する民間活動を行う団体とする。

- (1) 団体の構成員の半数以上が市内に有する者で構成されていること。
- (2) 市内に活動拠点を有する団体であること。
- (3) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としない団体であること。
- (4) 登記を要する施設等を整備する場合は、登記主体となることが可能な団体であること。

5. 助成対象事業の選定について

助成対象事業の選定について、選定過程の透明性、公平性の確保を図るとともに、より効果的なまちづくりへの支援となるようにする。

- (1) 審査を行う委員会を設置し、助成対象事業の選定を行う。

- (2) 審査を行う委員会は、原則として、駅周辺等まちづくり事業の関係者以外の学識経験者（有識者）等を含めて構成する。
- (3) 審査会は、審査内容に不開示情報が含まれること、公開により公平かつ円滑な審査に支障を来すなどの理由から、市民参加条例第13条1項2号及び3号の規定に基づき、非公開とする。
- (4) 審査においては、書類審査及びプレゼンテーション審査を行う。
- (5) 審査においては、公益性、継続性、発展性、地域性、必要性などの観点から、まちの魅力づくりや活性化などに寄与することができるものを「6. 審査基準の評価方法」に基づいて選定する。
- (6) 審査時において、審査員から助言を行うことにより、事業内容のレベルアップを図る。
- (7) 選定結果について、原則として市ホームページにより公開する。

6. 審査基準の評価方法

- (1) 要綱第9条各号に定める審査基準の評価方法については、本項各号によるものとする。
 - ① 公益性・公共性
前提条件：期待される効果の対象範囲・対象者等が具体的に示されている。
20点 効果が市内の広範囲に広がることを期待できる。
10点 効果が対象地区及び周辺に広がることを期待できる。
5点 効果が対象地区のみに限定される。
0点 公益性・公共性が不十分であり、事業効果が期待できない。
 - ② 事業内容・事業費の妥当性
前提条件：事業内容（必要性）・事業費の妥当性が示されている。
10点 事業内容・事業費ともに妥当性が十分示されている。
5点 事業内容・事業費のどちらか一方の妥当性が不十分である。
0点 事業内容・事業費ともに妥当性が認められない。
 - ③ 実現性・具体的な効果
前提条件：計画の実現が可能であり、その効果について具体的に示されている。
10点 計画実現が見込めるとともに、具体的な事業効果が期待できる。
5点 計画実現は見込めるが、具体的な効果は期待できない。
0点 計画実現が認められない。
 - ④ 波及効果・新たな展開
前提条件：他地区への波及効果による新たな事業展開への期待
10点 当該事業導入により地区内外問わずに事業効果が上がり、新たな事業展開が期待できる。
5点 他地区への波及効果は見込めないものの、当該地区内における新たな事業展開が期待できる。
0点 波及効果・新たな事業展開ともに期待できない。

⑤ 継続性・自主的な維持管理

前提条件：中長期にわたって事業を継続し、自主的な維持管理を適正に継続することが可能。

20点 中長期にわたる事業継続・運営及び適正な維持管理を見込むことができる。

10点 事業継続性・維持管理におけるどちらか一方の計画が不十分である。

0点 事業継続性・維持管理ともに計画が不十分である。

⑥ 地域性

前提条件：事業地区を含む周辺の風土、歴史、文化を取り入れたまちづくり

10点 事業地区の特性が十分取り入れられている計画である。

5点 事業地区の特性が一部取り入れられている計画である。

0点 事業地区の特性が取り入れられていない。

⑦ その他市長が特に認めるもの

20点 内容が特に優れている。

10点 内容が優れている。

5点 内容が普通である。

0点 内容が不十分である。

(2) 事業の認否是非の決定は、前号の審査基準の評価方法による採点に基づいて行うこととする。

7. 充当比率について

拠出金の充当比率は、まちづくり活動への支援が適切に行えるように設定する。

(1) 一般財団法人民間都市開発推進機構の拠出金（以下「民都拠出金」という。）

の充当比率は、当該助成対象事業費の4/5以下とする。

(2) 助成対象事業に係る成果物の所有が個人・企業等となる事業の場合は、民都拠

出金の充当比率は、上記に係わらず当該助成対象事業費の1/2（ただし、成果物の所有者が個人・企業等であっても、助成を受ける団体等が相当期間を継続的にまちづくり活動に資する事業に活用することが契約等により担保されている場合は4/5）以下とする。

(3) 市及び民間による拠出金は、当該助成対象事業費に対して民都拠出金の充当比率を除いた部分について、拠出額割合に応じて按分し、充当する。

8. 完了検査について

助成対象事業完了時に、当該助成対象事業が採択された事業内容に適合し、かつ、民都拠出金が適切に執行されていることを確認する。

(1) 助成対象事業に関する領収書の提出を求め、民都拠出金が適切に執行されていることを確認する。

(2) 完了写真の提出を求め、助成対象事業が採択された事業内容に適合していることを確認する。

(3) 現地検査を実施し、完了した助成対象事業が採択された事業内容に適合してい

ることを確認する。(ただし、やむをえない場合には、完了写真による完了検査でも可とする。)

9. 助成対象事業のアフターフォローについて

助成対象事業が完了した後も、地域のまちづくりに貢献できているかを確認する。また、地域のまちづくり活動の周知に努める。

- (1) 助成対象事業により整備された施設などを利活用したまちづくり活動状況、及び地域のまちづくりへの効果などについての報告を受ける。
- (2) 完了した助成対象事業について、広報誌や市ホームページなどにより、事業内容を公開する。
- (3) 助成対象事業の完了後も、利活用方法や運用面での助言を行う。

10. 助成対象事業について

- (1) 民都拠出金の活用により助成が可能なまちづくり事業は下記に掲げるものとし、施設等の新設、改修、保全などを行うものを対象とする。

なお、既存の公民館や自治会館の改修等は原則として対象としないが、住民等が主体となった創造的なまちづくり活動を展開するために必要な施設整備への助成となる場合はこの限りではない。

①景観形成のための修景

- ・街並み景観に配慮したファサードの改修
- ・景観形成に資する塀などの整備
- ・植栽やフラワーポットの設置等の緑化活動
- ・建物の壁面緑化、屋上緑化

②まちの魅力アップ

- ・シンボル施設の整備
- ・ライトアップ施設の整備
- ・モニュメントの整備

③歴史的建造物の保全、改修

- ・伝統文化継承のための資料館等の整備
- ・地域の伝統的な町家、歴史的建設物（倉庫、蔵、住宅等）の保全・改修

④観光振興

- ・観光案内所の整備
- ・地域物産品の販売施設整備
- ・観光案内板・サインの設置

⑤安心安全なまちづくり

- ・街路灯、防犯灯・カーブミラーの設置
- ・バリアフリー化のためのスロープ・手すりの整備

⑥その他

- ・交流拠点施設の整備
- ・ポケットパークの整備

・広場への遊具の設置

(2) 下記に掲げる事業及び費目は助成の対象としない。

①調査のみの事業

②住民活動などのソフト事業（ごみ拾い活動、ワークショップの開催など）

③仮設的な施設整備

④電子機器等の技術革新が頻繁・劣化が早いなどの理由により、効果が長期に持続することが期待できないと判断される事業（国の各省庁が定める財産処分制限期間表等を参考とする。）

⑤同一事業者が過去に認定された事業と同一の性質を持つ事業

⑥政治的・宗教的な活動に資する施設整備

⑦助成対象事業に係る経費

ア. 企画費

・まちづくり施設などを整備するにあたり、まちづくり施設の企画を検討する費用

イ. 調査費

・まちづくり事業を実施するにあたり、必要となる事前調査費、講師招致・視察等の費用

ウ. 広報費

・まちづくり活動拠点施設などの広報費（観光振興に係る施設をめぐるパンフレットの印刷）

エ. 設計監理費

・まちづくり施設などを整備するにあたり、必要となる設計・監理に要する費用。ただし、まちづくり施設などと一体として助成を受ける場合を除く。

オ. 施設を活用した活動費

・まちづくり拠点施設を活用したイベント活動費

カ. 什器・備品購入費

・机椅子などの什器、コンピューターなどの備品購入費

キ. 土地・建物の購入費

・土地・建物の購入に係る費用

ク. リース費・事務所経費

・まちづくり拠点施設のリース費用、光熱費、人件費、交通費、出張費

ケ. 飲食費

・まちづくり活動への参加者への飲食費